

農産物直売所運営案内人等派遣要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、農産物の地域内循環（地産地消）の取組の推進に向けて、農産物直売所運営案内人（以下「案内人」という。）及び食の地域内循環の推進に係るコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）（以下「案内人等」という。）を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(案内人等の名称及び役割)

第2 案内人等の名称及び役割については以下のとおりとする。

名称	役割
農産物直売所運営案内人	農産物直売所の運営改善及び運営を担う人材育成を図るための助言等を行う
食の地域内循環推進コーディネーター	学校給食や社員食堂等における地産地消や環境にやさしい農産物の利用促進に向けた助言等を行う

(案内人等の選定等)

第3 案内人等は、農産物直売所の運営や運営改善、地産地消及び環境にやさしい農業の推進に必要な知識・経験を有するものの中から長野県農政部長が選定し、委嘱するものとする。

- 2 案内人等の委嘱期間は、委嘱した年度の末日までとする。
- 3 案内人等は、指導により知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。
- 4 長野県農政部長は、案内人等が辞意を表明した場合、心身の故障により職務が遂行できなくなった場合、その他職務遂行上不適切な事由が生じたときは、案内人等を解職することができる。

(派遣対象)

第4 案内人等の派遣を受けることができる団体は次の各号のとおりとする。

- (1) 案内人
 - ア 県内の農産物直売所を運営する団体
 - イ 前号に掲げるもののほか、長野県農政部長が必要と認める団体
- (2) コーディネーター
 - ア 県内の公立及び私立小中学校、県立特別支援学校、県内企業
 - イ 前号に掲げるもののほか、長野県農政部長が必要と認める団体

(業務)

第5 案内人等の業務は、次の各号のとおりとする。

(1) 案内人

- ア 農産物直売所の運営改善、人材育成に資する事項、取組等についての指導・助言
- イ 県が主催する農産物直売所や県及び市町村職員等を対象とした研修会の講師
- ウ その他、長野県農政部長が必要と認めること

(2) コーディネーター

- ア 学校給食や社員食堂等における地産地消の推進や環境にやさしい農業の推進に向けた指導・助言
- イ その他、長野県農政部長が必要と認めること

2 案内人等の派遣は、1回あたり2時間までとし、派遣回数は当該年度につき5回までとする。ただし、長野県農政部長が必要と認める場合はこの限りではない。

(派遣費用)

第6 案内人等の派遣に要する経費（謝金・旅費）については、予算の範囲内において県が負担する。

(派遣の手続き)

第7 案内人等の派遣を希望する団体は、案内人等派遣申請書（様式第1号または様式第2号）を長野県農政部長に提出する。

- 2 長野県農政部長は、申請書の内容が適当と認められる場合は、団体が希望する案内人等の意向を確認した上で、案内人等派遣決定通知書（様式第3号）を申請者に通知する。
- 3 前各項の書類の提出及び通知については、団体が位置する地域を管轄する地域振興局長を経由するものとする。
- 4 地域振興局長は、第3項の決定を受けた団体及び案内人等と調整の上、派遣日程を決定し、案内人等派遣実施通知書（様式第4号）を団体に通知するとともに、案内人等派遣依頼書（様式第5号）を案内人等に通知し、案内人等の派遣を実施する。

(報告)

第8 案内人等は、活動の結果を案内人等派遣業務報告書（様式第6号）により、申請者は、案内人等派遣実施結果報告書（様式第7号）により、それぞれ活動終了後2週間以内に地域振興局長に提出する。

- 2 地域振興局長は、前項の報告書の写しを長野県農政部長に提出する。

(役割)

第9 長野県農政部農産物マーケティング室は、案内人等の選定及び派遣対象とする団体の決定に関する事務を行う。

- 2 農業農村支援センターは、案内人等の派遣にあたっての団体及び案内人との日程調整、派遣の実施及び予算の執行に関する事務を行う。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、長野県農政部長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年5月25日から施行する。